

令和2年（行ウ）第10号

久米至聖廟撤去を怠る事実の違法確認等請求事件（住民訴訟）

原告 金城照子 外1名

被告 那覇市長 外1名

参加人 一般社団法人久米崇聖会

準備書面4（原告）

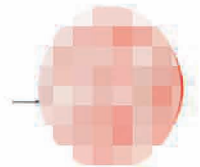
令和3年4月21日

（次回期日：令和3年4月21日）

那覇市地方裁判所民事第1部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 徳 永 信



最高裁大法廷令和3年2月24日判決について

1 判決内容

本件孔子廟の松山公園設置に係る那覇市公園条例所定の使用料（占有面積1㎡につき1カ月360円、年額576万7200円）を全額免除する那覇市長の処分につき、最高裁大法廷令和3年2月24日判決は、「社会通念に照らして総合的に判断すると、本件免除は、那覇市と宗教との関わり合いが、我が国の社会的、文化的

諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に該当すると解するのが相当である」として、参加人の上告理由を退け、他方、「客観的に存在する使用料に係る債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使について裁量はないというべきである（最高裁平成12年（行ヒ）第246号同16年4月23日第二小法廷判決）として那覇市住民（原告金城照子）の上告を理由があるとして、原判決の1審原告敗訴部分を破棄した。

2 本件訴訟の請求の趣旨第2項について

被告那覇市長による本件孔子廟の設置にかかる都市公園法所定の使用料（年額576万7200円）を全額免除した処分が憲法20条3項所定の宗教的活動に該当する違憲があることは、本件でも同じである。被告及び参加人は、上記最高裁判決の判断を前提にした主張（基礎とする事実関係の相違や判決の射程等についての弁論等）をなすべきである。

3 本件訴訟の請求の趣旨第1項について

請求の趣旨第1項は、本件孔子廟の撤去を怠る事実の違法確認請求であるが、本件施設の宗教性については、最高裁判決で認められており、同判決に照らし、全額免除のまま放置することは許されない。他方、本件敷地は、国有地の無償提供との関係で使用料を徴求することができないとされており【追って証拠提出予定】、市長の裁量によって使用料を減額することもできない。結局、那覇市は本件孔子廟を松山公園から撤去するほかはないと思料する。

4 本件訴訟の請求の趣旨第3項について

本件孔子廟は宗教施設であり、そのことを理由にして固定資産税を減免することは憲法20条3項、同89条に違反するものであり、許されない。

以上